

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の施行状況について

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（防犯性能表示に関する部分を除き、平成15年9月1日施行）の施行後1年間の状況は、次のとおり。

1 法第3条違反及び法第4条違反による検挙件数・人員

平成15年(9月～12月)	検挙件数 227件	検挙人員 263人
平成16年(1月～8月)	361件	404人
計	588件	667人

(1) 用具・工具別

特殊開錠用具 ピッキング用具：68件(10.1%) サムターン回し：13件(1.9%)
 指定侵入工具 ドライバー：372件(55.2%) バール：215件(31.9%)
 ドリル：6件(0.9%)

複数種類の用具を所持又は携帯していた場合それぞれ1件として計上したため、総数は674件。

(2) 国籍別

日本：519人(77.8%) 中国：114人(17.1%)
 韓国・コロンビア：各10人(1.5%) など

(3) 主な検挙事例

別紙のとおり

2 防犯性能表示(1月20日施行)

本年4月1日以降に出荷される指定建物錠()から防犯性能表示が義務付けられた。

()シリンダー錠、シリンダー、サムターン

品番事項	性能			
	5分未満	5分以上 10分未満	5分以上 10分未満	10分以上
耐ピッキング性能				
耐かぎ穴壊し性能				
耐サムターン回し性能	なし (5分未満)	あり (5分以上)		
耐カム送り解錠性能	なし (5分未満)	あり (5分以上)		
耐こじ破り性能	なし (5分未満)	あり (5分以上)		
出荷時かぎ本数	3本			

(指定建物錠の防犯性能表示の例：シリンダー錠)

参考 (平成16年1-8月の認知件数は、9月17日現在の集計による。)

	平成15年1月～8月	平成15年9月～16年8月
	上段：認知件数 下段：前年同期比	上段：認知件数 下段：前年同期比
侵入窃盗	221,157件 +3,094件 (+1.4%)	307,676件 -33,712件 (-9.9%)
ピッキング用具	7,530件 -6,159件 (-45.0%)	5,369件 -7,593件 (-58.6%)
ドリル・サムターン回し	3,687件 +3,583件 (+3445.2%)	2,153件 -2,270件 (-51.3%)

【事例1】（平成16年5月31日検挙 警視庁）

地域警察官がパトカーで警ら中のところ、コンビニエンスストアから拳動不審な男が出てきたため、職務質問を行い、男の同意のもとに同人の車両内を検索した結果、後部トランク内からバール8本を発見し、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反として現行犯逮捕した。

その後の捜査により、被疑者は中国人窃盗グループの運転手として雇われており、埼玉・群馬県警察の合同捜査本部から追跡を受けていた男であることが判明した。現在、余罪約100件が判明しており、更に継続捜査中である。

【事例2】（平成16年2月26日検挙 山形県警察）

広域病院荒し事件捜査中の捜査員が手配車両を発見し、同車両を停止させ、職務質問したところ、乗車していた7人のうち運転手を除く6名が逃走した。逃走した6人のうち、2名を確保し所持品検査したところ、車両内にバール5本、ドライバー1本を発見したことから運転手を含む3人を特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反として現行犯逮捕した。逃走した4人についても大規模な検索の結果、現場周辺に潜んでいるのを発見し、同法違反として通常逮捕した。

その後の捜査で、東北・関東一円（1都16県）にわたる広域窃盗（病院荒し等）を繰り返していた中国人窃盗グループ計26人を検挙するに至り、現在も継続捜査中である。

【事例3】（平成15年9月18日検挙 千葉県警察）

「男が塀を乗り越え、住宅に侵入した。」との110番通報で現場に直行した地域警察官が、手配に似た男を発見し、職務質問・所持品検査を実施したところ、上衣にバール1本、あいくち1本を隠し持っていたのを認めたことから、男を特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反、銃砲刀剣類所持等取締法違反及び住居侵入として現行犯逮捕した。

その後の捜査で、同人は、茨城、千葉の2県で約500件の車上ねらいを繰り返していたことが判明するとともに平成14年12月に千葉縣市原警察署管内で発生した「強盗致死事件」を自供するに至った。